

狛江市子ども家庭支援センター 整備基本構想（案）

平成 年 月

目 次

1	子ども家庭支援センター整備基本構想の策定について	1
2	子ども家庭支援センターの事業概要等について	1
3	市の子ども・家庭を取り巻く環境	5
4	国や東京都の子育て支援の状況	11
5	子ども家庭支援センター利用者アンケートについて	15
6	市の子育て支援の課題	18
7	近隣市の子ども家庭支援センターの導入機能	22
8	子ども家庭支援センター整備の基本理念等	24
9	子ども家庭支援センター諸室への展開について	28
10	子ども家庭支援センターの管理運営について	29
11	オープンまでのスケジュールについて	30

1 子ども家庭支援センター整備基本構想の策定について

子育て・教育支援複合施設の新設を主要な取組みのひとつとする狛江市公共施設整備計画（平成 28 年度ローリング版）を平成 29 年 1 月に策定しました。子育て・教育支援複合施設は子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育研究所（以下統合後の名称は「教育支援センター」という。）の 3 つの機能を統合し、子育て・福祉・教育が一体となって子どもの育ちや発達を支援するための施設です。現在、複合施設については庁内委員会によって検討が進められており、複合施設のひとつの機能である子ども家庭支援センターについては、子育て支援の中心的な機関として機能の充実や関係機関との連携等を検討することが重点施策として「こまえ子育て応援プラン」で求められています。

この整備基本構想は、児童発達支援センター・教育支援センターなど関係機関との連携のもと、子どもと子育て家庭の支援拠点として切れ目のない支援を一層推進するために必要になる子ども家庭支援センターの機能を整理するとともに、施設整備に向けた基本的な考え方を示すものです。

2 子ども家庭支援センターの事業概要等について

子ども家庭支援センターは、岩戸児童センター事業のひとつとして運営していましたが、子どもと家庭の相談等が市の業務として児童福祉法に明記されたことを受け、平成 19 年度から子ども家庭支援センターの業務に児童虐待対策を加えたうえで、児童館事業とは分離して管理運営しています。この児童虐待対応の取組みを加えた事業運営については、先駆型の子ども家庭支援センターとして東京都が運営等の支援を行っています。なお、子ども家庭支援センターについては現在、地方自治法の規定に基づき社会福祉法人雲柱社を指定管理者として管理運営を行うとともに、同施設内にある岩戸児童センターと連携し、効率的な運営を行っています。

▼子ども家庭支援センター事業

子ども家庭支援センターでは、次の事業を行っています。

(1) 子ども家庭総合ケースマネジメント事業

子どもと家庭に関する総合的な相談を行っています。面接による相談や電話相談のほか、平日は時間が取れない方に対応するため、土曜日の相談受付やインター

ネットでの相談等を行っています。また、たんぼひろばにおいても、相談しやすい雰囲気づくりに努め、日常的に相談を受ける、または職員が積極的に声がけしながら相談につなげていくことも行っています。

▼ひろば利用者数の推移とひろばでの相談件数の推移

(単位:人、件)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ひろば相談件数	827	1,476	1,864	1,758	1,680
ひろば利用者数	29,568	28,796	35,415	36,657	35,672

児童虐待相談については、虐待対策ワーカーを1名配置し対応しています。当市では、子ども家庭支援センターのほか、市子育て支援課においても児童相談業務を行う職員を1名配置し、虐待対策ワーカーとしても相談対応を行っています。子ども家庭支援センター及び子育て支援課の虐待対策ワーカーは、市内を大きく二つに分け、日々の連絡・調整を行いながら連携し対応を行っています。

また、複雑化する子どもと家庭からの相談に対応するため、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会として狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議を設置し、児童相談所をはじめ多くの関係機関と連携を図っています。この会議には、代表者で構成される「代表者会議」を年1回、構成機関の実務担当者で構成される「実務担当者会議」を年3回、必要に応じて開催する「個別ケース会議」があります。また、狛江市では独自に月1回、児童相談所の児童福祉司、健康推進課の保健師、教育研究所のスクールソーシャルワーカー、母子・父子自立支援員、虐待対策ワーカー等で構成される定例ケース会議を設け、個別のケースの情報交換、支援策の検討を行っています。さらに、困難ケース等については、スーパーバイザーによる助言をもとに対処方法の検討等を行っています。

この要保護児童対策地域協議会の運営にあたっては、各関係機関相互の連携や役割分担を行うなどの中核的な役割を担う調整機関は子育て支援課が担っていますが、子ども家庭支援センターとも協力・連携し、運営しています。

また、一時保育やショートステイ事業の案内、申請受付など子ども家庭在宅サービスの利用調整を行っています。

▼子ども家庭支援ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）構成機関

国又は地方公共団体の機関等	児童青少年部	法人等	狛江市医師会
	児童青少年部子育て支援課		狛江市歯科医師会
	児童青少年部児童青少年課		狛江市薬剤師会
	子ども家庭支援センター		狛江市社会福祉協議会
	市立保育園		市内私立幼稚園
	市立学童保育所		市内私立保育所
	市立児童館		市内認証保育所
	福祉保健部地域福祉課		市内認定こども園
	福祉保健部福祉相談課		市内家庭的保育事業所
	福祉保健部健康推進課		市内小規模保育事業所
	教育委員会教育部学校教育課		市内事業所内保育事業所
	市立小学校		東京慈恵会医科大学附属第三病院
	市立中学校		児童養護施設
	教育委員会教育部指導室		至誠会第二病院
	教育委員会教育部社会教育課		
	東京都世田谷児童相談所		
	東京都多摩府中保健所		
	警視庁調布警察署		
	主任児童委員，民生・児童委員		

（２）地域組織化事業

子育て支援等の情報提供やボランティア等の育成のための講座開催など、地域の子育て支援活動を進めるための取組みを行っています。

・たんぽぽタイム（毎日実施）

ひろばにいる親子と体操、手遊び、絵本などを楽しむプログラムです。このプログラムを目的に来館する親子も多く、人気が高いプログラムです。

（単位：人）

平成28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
乳幼児	427	369	517	536	592	633	565	476	369	416	426	453
保護者	389	338	499	488	517	562	523	429	349	390	399	412

・ねんねプレイルーム（毎週木曜日に実施）

岩戸児童センター1階のワイワイルームを0歳児低月齢専用スペースとして活用し、保護者同士の交流・情報交換を図るプログラムです。身長と体重測定のほか、月1回（8月を除く）、助産師による母乳相談を行っています。

(単位:人)

平成28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
乳幼児	50	76	94	59	-	46	76	43	64	51	63	54
保護者	50	76	93	59	-	44	75	43	64	52	65	54

・ことばが伸びる上手な子育て

ことばについて悩んでいる方だけでなく、これからことばを覚えていく1歳程度の子どもを持つ保護者を対象に、ことばの育ちなどを学ぶプログラムです。平成28年度は言語聴覚士を講師に招き、6月、10月、1月に開催し、延べ86人の方が参加しました。



・このほか父親が子育てに参加・協力するきっかけやセンターを身近に感じていただくことを目的としたパパDAY等を開催しています。

(3) 要支援家庭サポート事業

軽度の児童虐待は認められるものの、在宅での指導が適切と判断される家庭への支援等を行う見守りサポート事業を世田谷児童相談所と連携して行っています。また、不適切な養育環境にある家庭や子どもの健全な成長への懸念がある家庭を発見した場合等には、虐待等の予防的な支援を行う養育支援訪問事業を多摩府中保健所・健康推進課などの関係機関と連携して行っています。

(4) 在宅サービス基盤整備事業

養育家庭(ほっとファミリー)※の周知や体験発表会の開催など制度の普及啓発を行っています。例年10・11月の里親月間に子ども家庭支援センター、子育て支援課、世田谷児童相談所の3機関共催による体験発表会を行っているほか、狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議の関係者を対象に学習会を開催しています。平成28年度は11月に体験発表会を、2月に「地域における里親子支援の実際」をテーマに学習会を行いました。

※養育家庭(ほっとファミリー)

養子縁組を目的とせず、家庭で暮らすことのできない子どもを一定期間養育する家庭。「ほっとファミリー」は東京都における愛称。

(5) 独自事業

子ども家庭支援センターでは、東京都が定める事業以外に市と連携・協力しながら次の事業を行っています。

①野川たんぽぽひろば

市の南部に位置する子ども家庭支援センターの地域の偏在を解消することを目的に、市北部にある野川地域センターへスタッフが出向き、平成23年度から市と協働でひろば事業を展開しています。

(単位: 人、回)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	605	750	1,570	1,491	1,500
開催回数	12	12	23	22	22

※平成25年度までは月1回開催。平成26年度以降は月2回開催。(いずれも祝日は除く。)

②ノーバディーズパーフェクトプログラム (NP)

子育て中の保護者の不安や悩みを解消するため、平成22年度からスタッフがファシリテーターとして市と協働で親支援プログラムを実施しています。

(単位: 人、回)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
参加者数	16	20	24	24	24
定員	10	10	12	12	12
開催回数	2	2	2	2	2

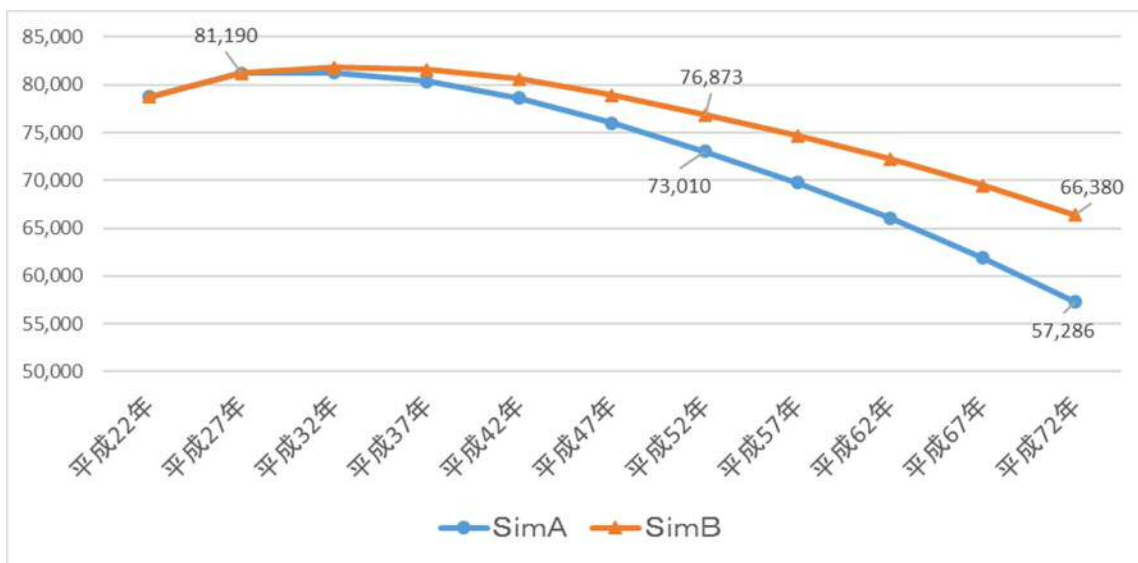
その他、あいとぴあセンターで行われる乳幼児健診等に出向き、子ども家庭支援センターの周知を行っているほか、子育て中の保護者が気軽に相談できる体制づくりに努めています。

3 市の子ども・家庭を取り巻く環境

(1) 人口の推移

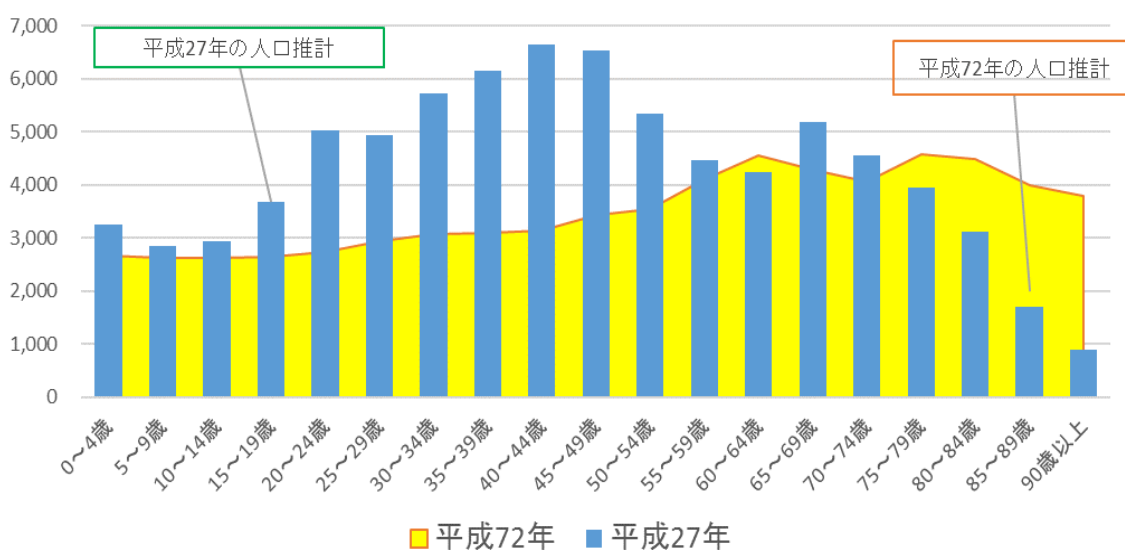
- 出生、死亡は国立社会保障・人口問題研究所の仮定値に基づき、平成47年以降に移動がゼロ(均衡)を見込んだ推計では、本市の平成72年時の総人口は57,286人まで減少すると予想されています。

- ・狛江市人口ビジョン（平成 28 年 2 月策定）では、「子育てしやすいまちづくり」など各種の取組みによって合計特殊出生率を 1.80 まで向上させ、平成 72 年の総人口 66,000 人程度を目指すとしています。
- ・各種施策の取組みを行った場合の上昇率を見込んだ推計（市が目指す方向性）においては、平成 72 年の市の人口に占める年少人口（0～14 歳）の割合は、現在よりもわずかながら高くなる想定となっています。



SimA = 出生、死亡は国立社会保障・人口問題研究所による仮定値に基づき、平成 47 年以降に移動がゼロ（均衡）を見込んだ推計

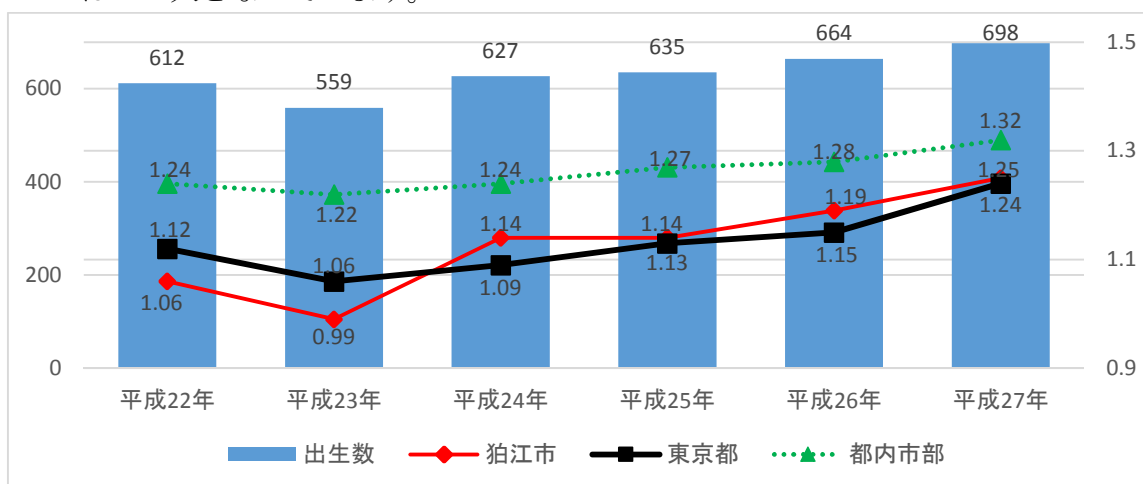
SimB = SimA をベースに、平成 72 年までに出生率の上昇を見込んだ推計



※平成 27 年と平成 72 年（SimB）との年齢構造別人口比較
 ※「狛江市人口ビジョン」（平成 28 年 2 月）策定時の基礎データより作成

(2) 合計特殊出生率及び出生数の推移

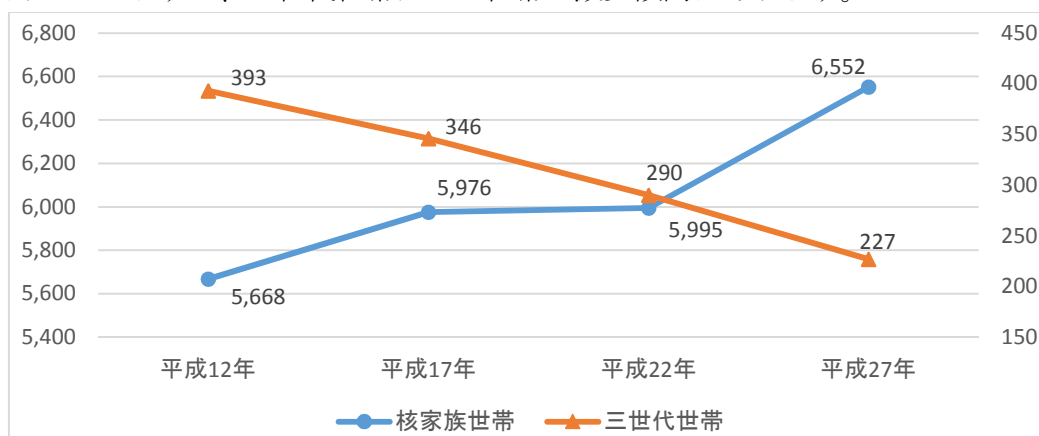
- ・合計特殊出生率は東京都及び都内市部平均と同様に増加傾向にあります。平成27年は東京都平均より0.01ポイント高くなっていますが、都内市部平均より0.07ポイント低くなっています。
- ・市の年間出生数は、近年増加傾向にあります。平成26年は664人、平成27年は698人となっています。



※東京都統計調査

(3) 子どものいる世帯類型別の推移

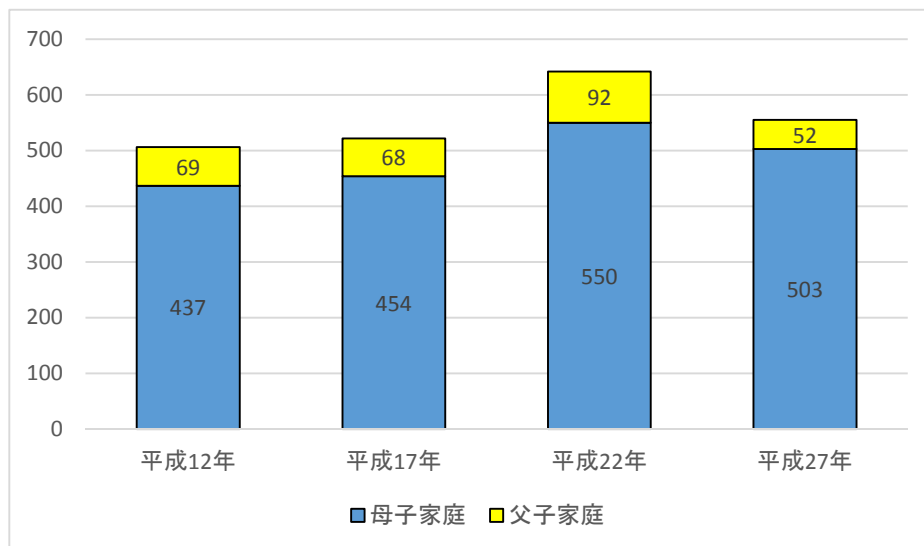
- ・本市の世帯数は増加傾向にあります。そのうち、18歳未満の子どものいる世帯（核家族世帯、三世帯世帯）は、平成27年が6,779世帯で平成12年から700世帯以上増加しています。
- ・平成27年の子どものいる世帯6,779世帯のうち、核家族世帯は6,552世帯と増加していますが、三世帯世帯は227世帯と減少傾向にあります。



※核家族世帯は夫婦と子ども、男親と子ども、女親と子どもからなる世帯として集計。三世帯世帯は夫婦子どもと両親またはひとり親、夫婦、子ども、親と他の親族からなる世帯として国勢調査の18歳未満世帯員を含む世帯で集計。

(4) ひとり親家庭の推移

- 母子家庭、父子家庭のひとり親家庭は増加傾向にあります。平成27年の母子家庭数は503世帯、父子家庭は52世帯となっています。

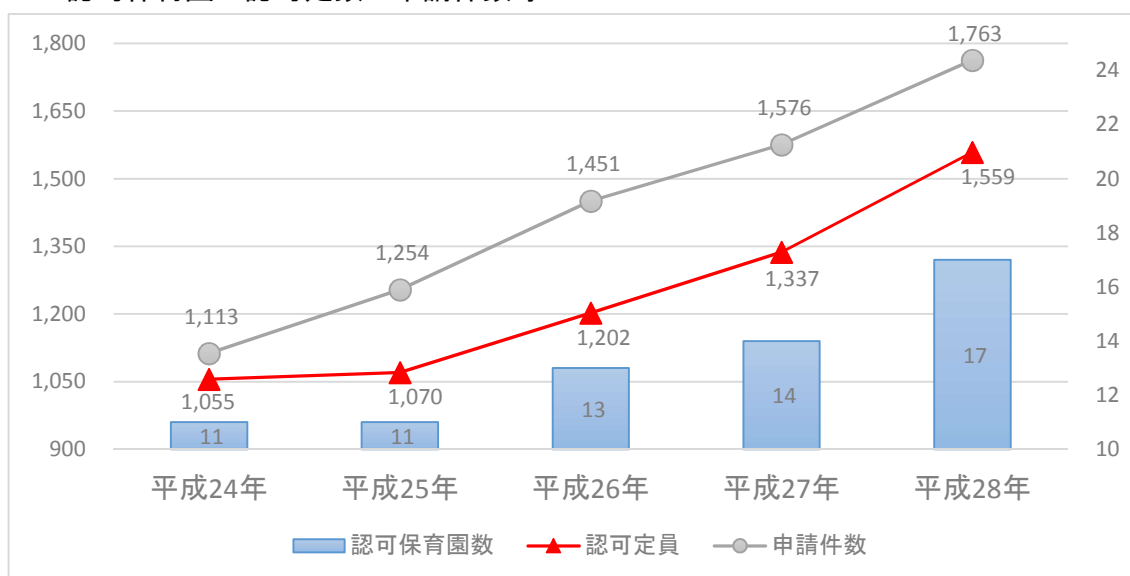


※国勢調査の18歳未満の世帯員を含む男親又は女親と子どもからなる世帯を集計。

(5) 保育園等の入所児童数

- 平成28年度の認可保育園数は17園、認可定員は1,559人となっています。また、認可保育園等の申請件数も増加しています。
- 小規模保育事業など地域型保育事業とともに認定こども園など、子ども・子育て支援新制度による取組みが平成27年度から行われています。

▼認可保育園の認可定数・申請件数等



(6) 児童虐待相談の動向

▼児童相談件数の推移

① 児童相談件数

平成 28 年度の児童相談件数は 135 件。そのうち児童虐待相談は 59 件で前年度から 16 件増加し、過去 10 年間でもっとも多くなっています。

(単位:年度、件)

区分	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
相談件数	146	121	156	111	94	71	91	101	106	135	
養護相談	被虐待相談	58	40	39	40	37	31	38	40	43	59
	養護その他の相談	43	46	61	34	24	7	11	20	7	7
保健相談	0	0	0	1	0	0	6	3	1	3	
障がい相談	2	1	5	0	4	1	1	1	0	0	
育成相談	42	31	46	32	17	21	30	34	50	54	
非行相談	0	1	5	1	0	1	0	0	0	0	
その他相談	1	2	0	3	12	10	5	3	5	12	

※非該当(虐待の疑いがあったものの確認の結果、虐待ではなかったと判断したケース)を含む。以下同じ。

② 児童虐待件数等の推移

・被虐待相談における相談内訳

平成 28 年度の被虐待相談における相談の内訳は、身体的虐待 13 件、心理的虐待 39 件、ネグレクト 7 件、性的虐待 0 件となり、心理的虐待がもっとも多くなっています。

(単位:年度、件)

	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
身体的虐待	34	19	17	32	25	21	26	15	25	13
性的虐待	0	0	0	1	0	1	2	0	3	0
心理的虐待	12	5	13	6	4	3	6	20	14	39
ネグレクト	10	16	9	1	8	6	4	5	1	7
その他	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【心理的虐待】

無視・拒否的な態度、罵声をあびせる、子どもの目の前でDVを行うなど。

【ネグレクト(育児放棄)】

適切な衣食住の世話をせず放置する、病気なのに医者に見せない、乳幼児を家に残したまま外出する、保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置するなど。

・主たる虐待者の推移

平成 28 年度の児童虐待における主たる虐待者は、実母がもっとも多く 45 件、次いで実父 11 件となっています。その他 1 件の虐待者は祖父となっています。

(単位:年度、件)

	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
実父	10	15	9	7	8	4	13	15	15	11
実父以外の父親	1	1	2	2	1	1	0	0	0	2
実母	28	23	25	24	23	20	24	24	28	45
実母以外の母親	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0
その他	17	1	3	7	4	5	1	1	0	1

・相談経路

児童虐待の相談経路は、多様な機関から相談・通告等されています。平成 28 年度は近隣・知人がもっとも多く 26 件、次いで学校 10 件、家族・親戚 9 件となっています。

(単位:年度、件)

	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
児童相談所	17	3	2	1	4	4	3	0	0	0
福祉事務所	6	23	4	0	0	0	1	7	0	0
健康推進課	2	0	5	3	0	0	0	0	0	0
保育園	5	4	7	4	4	2	6	3	4	1
学童保育所	1	1	0	0	2	1	0	3	3	6
児童福祉施設	0	0	2	1	0	0	0	0	1	4
幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
学校	5	2	5	6	8	5	4	7	3	10
教育委員会	4	1	7	1	0	0	0	0	0	0
医療機関	1	0	1	0	0	0	1	0	3	0
警察	0	0	0	2	0	1	0	0	8	0
近隣・知人	12	5	6	13	13	8	17	14	6	26
家族・親戚	5	0	0	3	5	1	6	2	4	9
本人	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0
その他	0	0	0	6	0	8	0	4	9	3

・年齢別虐待相談の推移

平成 28 年度の年齢別虐待相談は、小学生が 24 件ともっとも多く、学齢前児童 17 件、3 歳未満 12 件となっています。3 歳未満の内訳は、0 歳が 4 件、1 歳が 4 件、2 歳が 4 件となっています。

(単位:年度、件)

	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
3歳未満	19	7	8	12	4	6	5	10	12	12
学齢前児童	17	11	10	11	12	5	16	13	12	17
小学生	17	20	18	13	17	17	14	8	16	24
中学生	5	1	3	3	3	1	2	6	1	5
高校生等	0	1	0	1	1	2	1	3	2	1

4 国や東京都の子育て支援の状況

(1) 国の子育て支援事業

① 地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じて、病児保育や子育て支援拠点事業など「地域子ども・子育て支援事業」に取り組むことが子ども・子育て支援法に定められています。地域子ども・子育て支援事業に対しては、国と東京都から交付金が交付されます。子ども家庭支援センター事業は、地域子育て支援拠点事業に該当する取組みです。

▼地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、地域における子育て中の親子が交流できる拠点を設けることによって、地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支える事業です。地域子育て支援拠点事業には、公共施設等を利用して行う「一般型」と児童福祉施設に子育て中の親子が集まる場を設けて実施する「連携型」があります。

▼地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、子育て家庭の親とその子どもを対象に基本事業を実施	児童福祉施設の遊戯室等に子育て中の親子が集まる場を設け、子育て家庭の親とその子どもを対象に基本事業を実施
実施主体	市町村（特別区を含む。）。市町村が認めた者へ委託等も可能	
基本事業	(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2) 子育て等に関する相談、援助の実施 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習会の実施	
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組み ・ 出張ひろばの実施 ・ 地域支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の子育て力を高める取組み
従事者	子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者（2名以上）	子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者（1名以上）に連携施設が協力して実施
実施場所	公共施設、空き店舗等の子育て親子が集う場として適した場所	児童館等における既設の遊戯室等であって、子育て親子が交流し、集う場として適した場所

② 市町村における子ども家庭総合支援拠点の整備

平成 28 年の児童福祉法の一部改正により、基礎的な地方公共団体である市町村は、子ども家庭総合支援拠点の整備に努めなければならないことが規定されました。総合支援拠点では、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整などの機能を担います。国は基準を定め、基準に基づいた取組みを行う市町村に対し運営等の支援を行っています。

▼子ども家庭総合支援拠点の概要

子ども家庭総合支援拠点	
機能	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から相談対応、必要な調査等の機能を担う。
実施主体	市町村（一部事務組合を含む）。市町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認められた社会福祉法人等に委託可能
基本事業	（１）子ども家庭支援全般に係る業務 （２）要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務 （３）関係機関との連絡調整 （４）その他の必要な支援
配置人員	支援拠点には、原則として（１）子ども家庭支援員、（２）心理担当支援員、（３）虐待対応専門員を配置し、必要に応じて安全確認対応職員、事務処理対応職員を配置することができる。
配置基準	支援拠点は、児童人口規模に応じて（１）小規模型（Ａ～Ｃ型）【小規模市・町村部】、（２）中規模型【中規模市部】、（３）大規模型【大規模市部】の５類型に区分し、類型ごとに職員配置等を定める。
設備・器具	支援拠点には、相談室（相談の秘密が守られること。）、親子の交流スペース、事務室その他必要な設備を設けることを標準とする。支援拠点としての機能を効果的に発揮するため、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。

③ 母子健康包括支援センターの法定化

母子保健法では市町村に対して母子健康包括支援センター設置の努力義務が定められ、平成32年度末までに全国展開を目指すとされました。母子保健に関する各種の相談、保健指導や支援などを子ども家庭総合支援拠点など関係機関と連携し取り組むものとされています。母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点をそれぞれ別の機関が担う場合には、適切に情報を共有するとともに、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じた連携・対応、継続した支援が行えるような体制の整備が求められます。

(2) 東京都の子ども家庭支援センター事業への支援等

東京都は、住民が身近なところで、どのようなことも気軽に相談でき、適切な援助やサービスを利用できる体制の構築を目的に、平成7年度から子ども家庭支援センター事業を開始し、市区町村の設置促進を図っています。子どもだけでなく保護者を含めたファミリーソーシャルワークの実践とともに家庭がその機能を十分に発揮できるように、関係機関のネットワークによる継続的な連携支援を展開する中核機関として、市区町村は概ね1か所子ども家庭支援センターを設置するものとしています。

▼子ども家庭支援センター運営等の基準

子ども家庭支援センター事業の基準等	
趣旨	子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら、子どもと家庭を支援するネットワークの構築を図る。
実施主体	市区町村。ただし、社会福祉法人へ委託して行うこともできる。 (設置単位は市区町村に概ね1か所)
センターの種類	①先駆型子ども家庭支援センター ②従来型子ども家庭支援センター ③小規模型子ども家庭支援センター
事業内容（先駆型） ※①②のみは従来型・小規模型	
①子ども家庭総合ケースマネジメント事業	
総合相談	(相談内容) ケースマネジメントの手法により、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じる。保護者はもちろん、子ども自身からの相談にも応じる。 (関係機関との連携) 保健、福祉、医療、教育等の専門機関と連携し子ども家庭支援ネットワークの構築、ケース会議や調整会議を開催する等、総合支援のコーディネートを実施
子ども家庭在宅サービス事業	(事業内容) センター及び他の児童福祉施設等において①ショートステイ事業、②トワイライト事業、③一時保育事業、④産後支援(育児支援)ヘルパー事業を提供するほか、地域のニーズに応じた子育てサービスの実施に努める。 (情報提供) 地域で子育て家庭に提供されていない様々なサービスの実施状況を把握し、インターネット等を活用して広く情報提供するなど、子育て家庭への利便性の向上を図る。
サービス調整	児童相談所や保健所等の関係機関と連携し、個々の相談者が抱える問題に最も適した解決が図られるよう関係機関と調整する等、相談内容に応じた適切な指導・援助を行う。
②地域組織化事業	①子育てグループ等地域のグループ活動の支援、②ボランティア育成、ボランティア団体の支援やボランティアに関する情報提供、活用、③相談の結果分析やアンケート調査等による地域の福祉ニーズの調査研究等の活動を地域の実情に応じて実施する。
③要支援家庭サポート事業	
見守りサポート事業	児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるが、在宅での指導が適当と判断される家庭及び児童虐待により児童相談所が一時保護若しくは施設措置等をした児童が家庭復帰した後の家庭等の支援を行う。
養育支援訪問事業	・養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、当該家庭の適切な養育の実施を確保するため、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。また、産前産後、多胎出産、その他の事情により、養育の支援が必要な家庭に対して、育児相談や家事などの援助を行う育児支援ヘルパーを派遣する。
④在宅サービス基盤整備事業	地域における在宅サービスの量的な拡充を図るため、市区町村が実施する子ども家庭在宅サービス事業の担い手となりうる養育家庭の普及等の活動を行う。
運営協議会	・センターの運営に資するため、住民、民間団体及び関係行政機関等を構成者とする運営協議会を設置する。 ・運営協議会は、センターの基本的な活動内容及び運営方法について検討し、市区町村長に対して意見を述べるほか、センターの活動に参加・協力する。

子ども家庭支援センター事業の基準等									
職員体制									
区分	種別	資格等	相談	サービス決定	サービス調整	地域組織化	見守りサポート	虐待防止支援	基盤整備
子ども家庭支援ワーカー	常2	社会福祉士、保健師、経験豊富者等	◎	◎	◎	○	○	○	◎
	非1		◎	○	○	○	○	○	○
専門相談員	非1	医師、保健師、教育関係者等	◎						
地域活動ワーカー	非1	活動経験者等				◎			
虐待対策ワーカー	常1	児童福祉法第13条第3項のいずれかに該当するもの。	○	○	○		◎	◎	

※◎主担当、○補助
虐待対策ワーカーは先駆型に配置

施設・整備									
<p>原則として次の施設を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①相談室(相談の秘密が守られること。) ②地域活動室(講習会、グループ活動用) ③交流スペース ④事務室(他のスペースと代替可) <p>※②と③は共用可</p>									

5 子ども家庭支援センター利用者アンケートについて

子ども家庭支援センターでは、平成28年11月12日から12月24日にかけて、センターの利用目的等についてアンケート調査を行っています。

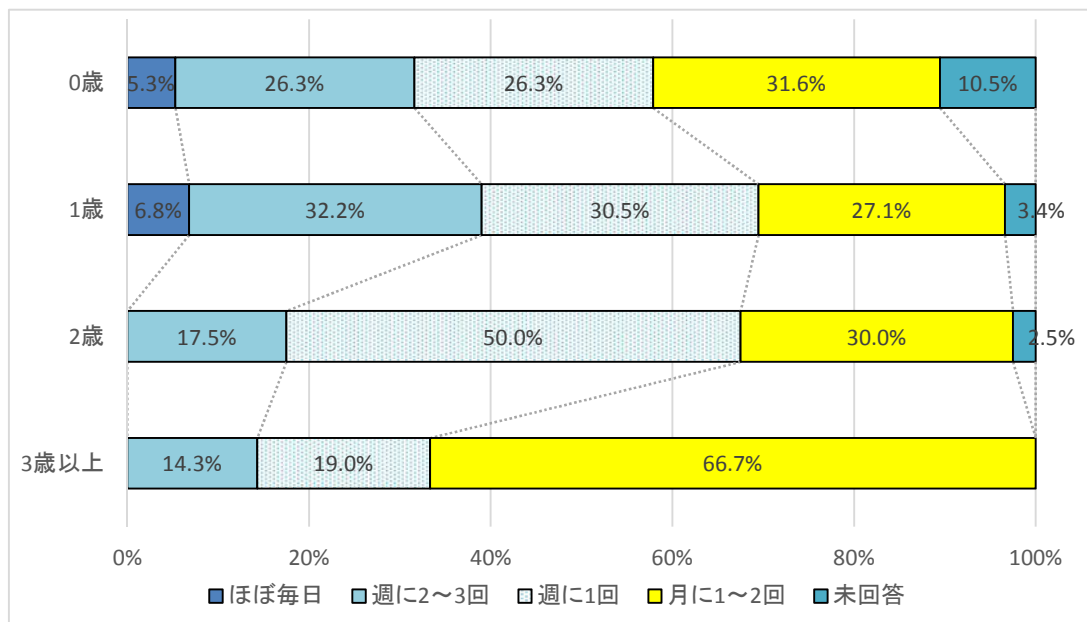
(1) 子どもの年齢別アンケート回答者数

(単位：人)

0歳	1歳	2歳	3歳以上	計
19	59	40	21	139

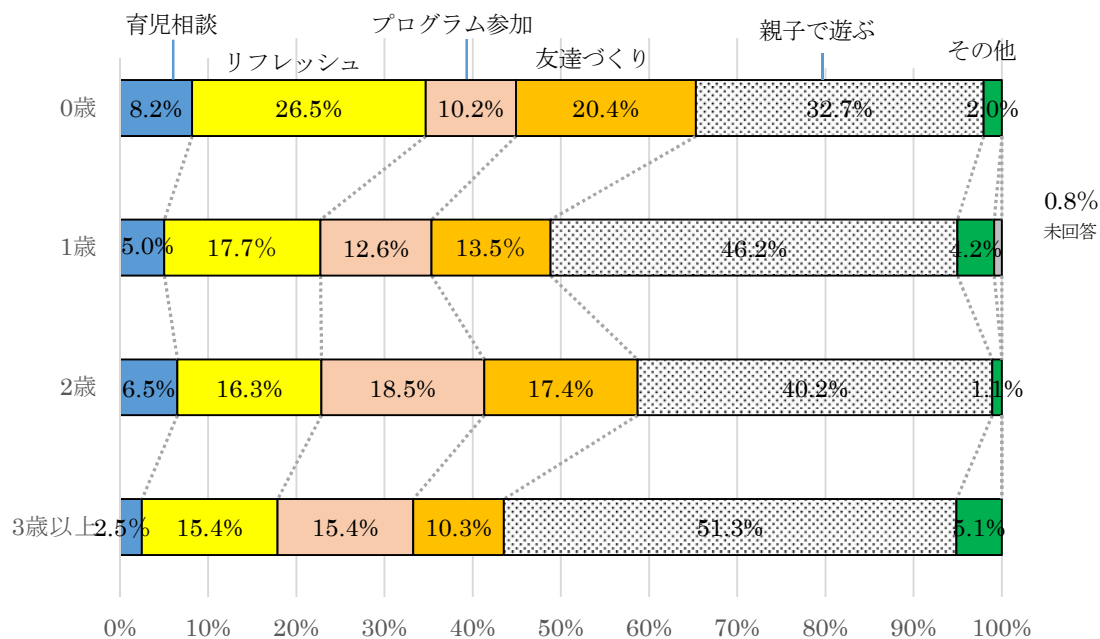
(2) 子どもの年齢別利用回数について

子ども家庭支援センターの1月あたりの利用回数は、0歳児から2歳児までは週1回以上の利用が半数を超えています。3歳児以上は月1回から2回程度の利用となっています。



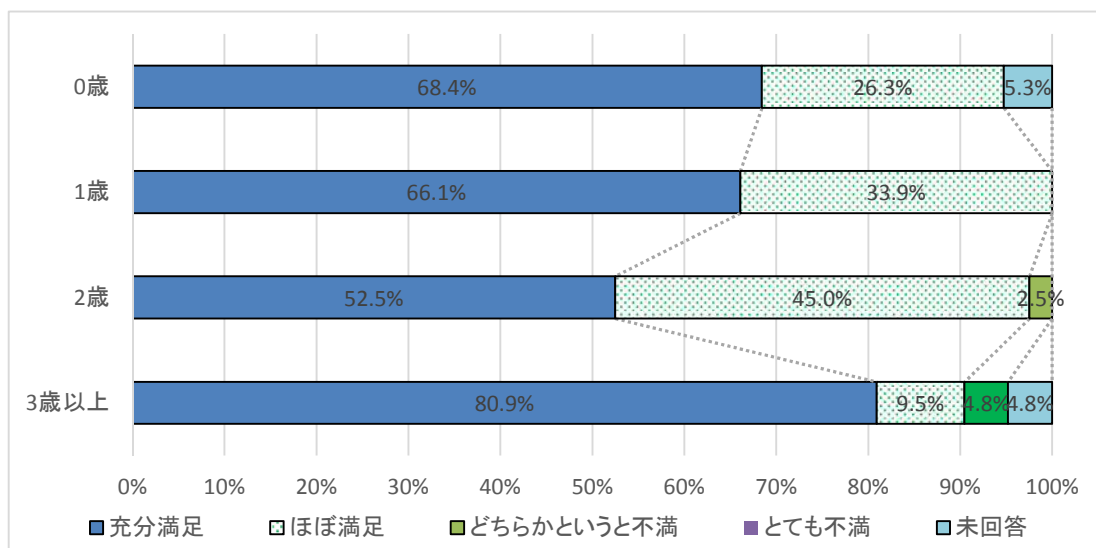
(3) 子ども家庭支援センターの利用目的について

利用目的は、子どもの年齢に関係なく「親子で遊ぶため」がもっとも多くなっています。「友達づくり」や「自分のリフレッシュ」「プログラム参加」を目的に利用する方も多くいます。



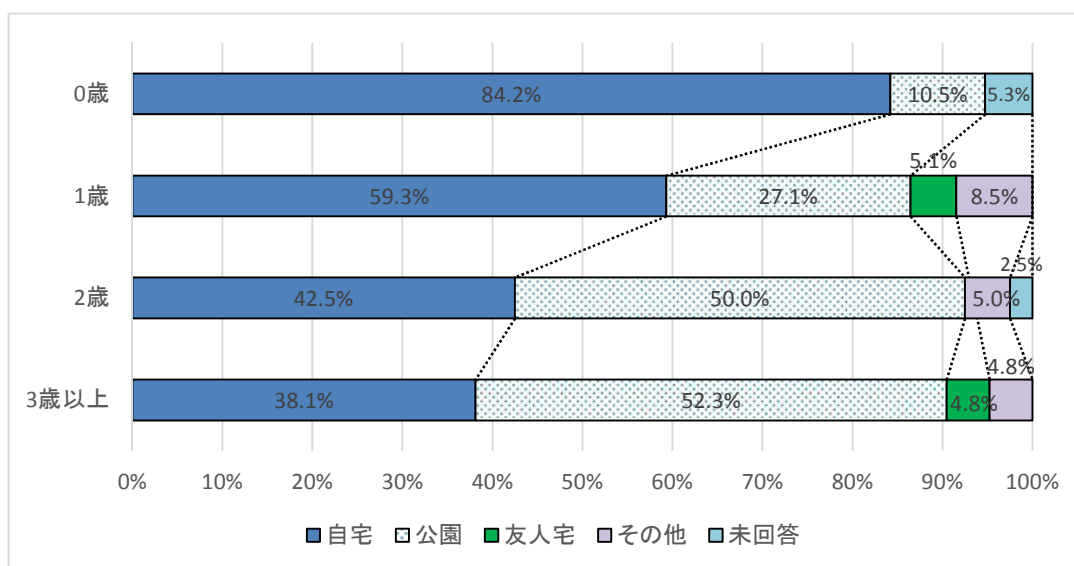
(4) 子ども家庭支援センター「たんぽぽひろば」の環境や雰囲気について

すべての年齢で現在のひろばの雰囲気や環境は「充分満足」が多くなっています。ひろばの環境等について利用者から多くの意見をいただいています。



(5) 子ども家庭支援センター以外で一番過ごす場所について

0歳と1歳の子を持つ親は子ども家庭支援センター以外では「自宅」で過ごすという回答した人が半数を超えています。2歳・3歳児以上は「公園」で過ごすという回答の方が半数以上の方が回答しています。



(6) その他、寄せられた意見について

●ひろばの雰囲気や環境

- ・場所が少し不便、家が近い人以外は来づらそう。
- ・トイレが古いので、オムツ替えスペース等がもう少し充実しているとよい。
- ・大きい子が遊んでいるときは、ベビーの親はハラハラしています。
- ・おもちゃがもう少しあるといい。
- ・お昼寝コーナーをもう少し暗くしたり、カーテンで仕切ったりして別空間にできたらと思います。
- ・年齢が上がり、活動範囲も広くパワーアップしたので、もう少し広い方がのびのびと遊べると思う。

●ふれあいルームやおやつ・食事について

- ・遊ぶスペースと食事スペースの区切りがあまりないため、子どもが抜け出したり、入り込んだりして心配
- ・混んでいて座れないときがあるので、もう少し広いと嬉しいです。
- ・くつろげる良い空間だと思います。もう少し広いとベストです。
- ・食事のイベントなどがあるといいと思います。
- ・気軽に使いやすく、楽しくてよく食べてくれるので助かります。
- ・レンジや冷蔵庫が使えて便利です。

6 市の子育て支援の課題

子ども家庭支援センターの取組みと市の子どもとその家庭を取り巻く現状から、市の子育て支援の課題を次のように整理します。

(1) 子ども家庭支援センターの課題

- ・アンケートでは、子ども家庭支援センターに相談目的で利用する方は少ない結果となっていますが、相談を目的とせずに来館した保護者が子ども家庭支援センター・スタッフとつながり、多くの子育ての相談（平成28年度1,680件）をしています。狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議の児童相談件数は135件（平成28年度）と前年度より20件以上増加しています。構えることなく、子育てのことなら何でも気軽に相談できる環境とともに、児童虐待相談など相談の内容や種類等に応じて適切な環境の中で相談できる環境を整えることが必要です。

- ・子ども家庭支援センター以外で過ごす場所は自宅が多く、0歳児では友人宅で過ごすと答えた方がいない現状を踏まえると、子ども家庭支援センターが子育て中の保護者同士をつなげ、人のかかわりの中で子育てのよろこびを感じ、ともに学べる場や機能を整えることが必要です。
- ・子ども家庭支援センターの利用者数は増加しています。平成28年度の利用者数は35,672人（開館日数293日）で、平均すると1日あたり100人以上が利用しています。アンケートでは多くの方が現状の子ども家庭支援センターの環境や雰囲気満足しているとの結果となっていますが、ひろば等施設の充実を求める声が多く寄せられています。
- ・近年、児童虐待相談件数は増加しています。平成28年度の市の相談受案件数は過去10年間でもっとも多くなっています。子ども家庭支援センターは市、児童相談所と連携して児童虐待の適切な対応と支援が求められます。また、児童福祉法の改正により児童相談所から市町村に事案移送の規定が新たに設けられました。身近な場所における支援を市、児童相談所と適切に進めるため、さらなる連携が必要です。

（2）子ども・家庭を取り巻く課題

核家族やひとり親家庭とともに共働き世帯が増えています。妊娠・出産を期に職場から地域での生活が中心になる母親は、地域コミュニティや地域資源・情報とのつながりが希薄な方も多く、子どもの成長や発達の問題に直面すると、適切な支援につながることができずに子育ての不安や問題を一人で抱え込むこともあります。特に3歳児以上の多くは保育園や幼稚園に通園するため、保護者は地域との交流を持つことができますが、0歳から2歳児の保育園等に通園しない保護者は地域との交流の機会や身近な相談者を得られるような機会はそれほど多く持てません。また核家族化により親世代からの子育てサポートを以前ほど期待できず、子育ての負担感と孤立感は増していると考えられます。子育て中の保護者が地域と出会い、地域との交流を深める取組みとともに、楽しみながら子育ての知識やノウハウを学ぶ講座の開催など子育て家庭の子育て力を高め、支える取組みが必要です。

▼認可保育所・幼稚園等の通園児童数（平成29年4月時点）

（単位：人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上
児童数	732	710	699	690	1,290
認可保育所	131	232	277	301	534
地域型保育事業	8	30	32	0	0
認証保育所その他	34	73	30	8	5
私立幼稚園	0	0	0	339	731
在宅児童数	559	375	360	42	20

※私立幼稚園には認定こども園（1号認定）を含む。

（3）国・東京都の子育て支援の取組みと対応

子育て中の親子が交流できる拠点を整備し、地域の子育て支援機能の強化とともに子育ての不安や負担を解消するための取組みが子ども・子育て支援法等により求められています。また、児童虐待の未然防止と早期発見、適切な支援を図る取組みと拠点の整備が児童福祉法に定められました。支援拠点としての機能を効果的に発揮するため関係機関と連携した取組みとともに、活動を支える受け皿としての拠点整備が必要です。

（4）児童発達支援センター・教育支援センターなど関係機関との連携

子ども家庭支援センターと児童発達支援センターとの役割分担の考え方が「一貫した地域療育システムのあり方検討報告書」で示されました。また、子育て・福祉・教育など関係機関と連携を強め、一貫した支援を行うことが求められています。子ども家庭支援センターは「総合的な相談窓口」としての機能・役割を担い、「専門的な相談窓口」の機能・役割を児童発達支援センターが担うものとされました。切れ目のない一貫した支援、生涯発達支援の視点から子ども家庭支援センターと児童発達支援センター・教育支援センターなど関係機関との適切な役割分担のもとで連携した取組みが求められています。

▼療育相談の相談件数等の推移

(単位:日、件)

年度	23	24	25	26	27	28
相談実施日数	23	24	24	24	20	24
相談実人数	50	49	36	53	42	59
相談件数(延べ件数)	51	56	44	55	43	62

▼教育研究所相談件数

(ア) 来所相談

来所相談

(単位:件)

年度	24	25	26	27	28
不登校	53	40	36	25	30
発達言語	136	144	150	155	158
いじめ	5	5	5	5	2
性格・行動	61	57	65	67	69
精神・身体	7	12	9	5	9
進路・適性	13	13	12	20	29
家庭環境	2	3	2	1	2
その他	1	0	2	0	1
計	278	274	281	278	300

(イ) 小学校訪問相談

小学校訪問相談

(単位:件)

年度	24	25	26	27	28
不登校	68	50	57	51	62
発達言語	222	248	313	339	308
いじめ	8	14	13	39	25
性格・行動	301	296	247	382	381
精神・身体	29	41	26	38	33
進路・適性	5	8	9	13	25
家庭環境	40	43	61	60	61
その他	81	148	167	102	103
計	754	848	893	1,024	998

▼スクールソーシャルワーカーの対応件数

(単位:件)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
不登校	9	9	14	10	22
引きこもり	0	0	0	0	0
いじめ	0	0	0	0	0
養育困難	2	6	8	0	8
虐待	2	4	1	0	0
問題行動	2	3	5	5	6
発達・疾患	0	0	5	0	0
非行	1	3	0	0	1
ドメスティック・バイオレンス	0	0	0	0	0
関係調整	0	0	0	0	1
連携依頼	0	0	0	0	0
資源紹介	3	0	0	0	1
進路	0	0	0	4	0
その他	3	2	1	0	5
合計	22	27	34	19	44

7 近隣市の子ども家庭支援センターの導入機能

(1) 近隣市の導入機能一覧

子ども家庭支援センターの機能充実等のため調布市など近隣自治体の子ども家庭支援センターの調査研究を行いました。どの自治体も東京都の基準に基づいた事業を行うため、その受け皿として「交流の場」「遊び場」「相談窓口」等の基本的な機能を備えていますが、ファミリー・サポート・センター機能など特徴的な取組みも行われています。

▼近隣市の子ども家庭支援センター導入機能一覧

施設名	導入機能一覧									
	交流の場	遊び場	相談窓口	情報提供	飲食・調理	団体等活動支援	講座・イベント	児童虐待対応	特徴的機能	概要
調布市	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●: ショートステイ ●: 一時保育 ●: トワイライトステイ ●: ファミリー・サポート・センター
府中市	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●: 一時保育 ●: ファミリー・サポート・センター
国立市	○	○	○	○	※	○	○	○	●	●: ファミリー・サポート・センター
立川市	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●: 子どもの総合相談受付 ●: 発達相談 ●: 教育相談 ●: 一時保育 ●: ファミリー・サポート・センター ●: 協働事務室 ●: まんがばーく

※国立市についても調乳・授乳は可能

(2) 導入機能の目的・役割

近隣市の子ども家庭支援センターが導入している基本的な機能や特徴的な機能の目的と役割、そのために必要な諸室は次のとおりです。

区分	導入機能	目的・役割等	諸室
基本的な機能	交流の場	子どもとその保護者同士が交流を行い、子育ての悩みや情報交換を行うほか、スタッフによる子育て相談を実施。施設の中核的な機能を担う。	ホール ひろば
	遊び場	0歳から就学前までの子どもとその保護者が玩具で自由に遊ぶ場。交流の場との共用が可能。	ホール ひろば
	相談窓口	子育ての不安や悩み等の相談を行い、関係機関への引継ぎ等を行う。子育て支援の中核機能。	相談窓口 相談室
	情報提供	市の子育て支援の情報や子どもの発達等の意識啓発を行うとともに、子育て支援団体等を紹介など周知を行う。	窓口 展示スペース
	飲食・調理	調乳や授乳、昼食等で利用者が集い、語らうことで子育ての情報交換とともに、多様な交流を行う。	調乳室 食堂・喫茶 調理室
	団体等活動支援	子育てサークルやボランティアの支援・育成を行う。地域ぐるみでの子育て支援を進めるために必要な機能。	団体活動室 会議室
	講座・イベント	子どもの育ちや発達等の知識や技術の習得、意識啓発を行う機能として必要。	講座室 会議室
	児童虐待対応	虐待等により支援が必要な児童の実情の把握や情報提供、相談等の対応を行う。児童福祉法等により取組みの強化が求められている機能。	事務室 相談室 会議室
特徴的な機能	ショートステイ	保護者が病気等で子どもの養育ができない場合に、子どもを短期間預かり、食事や身の回りの世話をを行う。	宿泊室 食堂 浴室 等
	一時保育	保護者が出産や病気、子育てのリフレッシュをしたいとき等に一時的に子どもを預かり保育等を行う。	保育室
	トワイライトステイ	就労形態の多様化等により、保護者の帰宅が遅い家庭の場合に夜間まで子どもを預かり保育等を行う。	保育室 食堂 浴室 等
	ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをしてほしい市民と手助けできる市民による子育てを支え合うための相互援助活動に関する連絡・調整を行うとともに、講習会や研修を行う。	事務室 会議室
	子どもの総合相談受付	保護者が子どものことで、どこに相談したらよいか分からない場合に問い合わせる窓口。電話や窓口相談や情報提供を行う。必要場合は専門の相談窓口につなぐ。	相談窓口
	まんがぱーく (図書・喫茶コーナー)	マンガを幅広くそろえ、自由に閲覧することができる。カフェを含めた売上は指定管理者の収益。地域の活性化を図ることを目的に実施している。	図書室 食堂・喫茶 調理室

8 子ども家庭支援センター整備の基本理念等

(1) 子ども家庭支援センター整備の基本理念

子ども家庭支援センターには、子育ての不安や悩みを抱える保護者に寄り添い、子育ての楽しさを伝え、子育ての力を高める取組みが求められています。また、福祉や教育など関係機関との連携のもとで児童虐待への迅速な対応・支援が求められています。子ども家庭支援センターは、地域の子育て拠点としての機能とともに子ども家庭総合支援拠点としての機能を持つ施設として整備します。「相談」「交流」「支援」「連携」のさらなる充実を目指し、子ども家庭支援センター整備の基本理念を次のとおり定めます。

【基本理念】

子育て家庭が交流し、
地域のネットワークで支える相談・支援の拠点

(2) 基本方針

基本理念を踏まえた施設とし、「相談」「交流」「支援」「連携」機能の充実を図るため、4つの基本方針を定めます。

基本方針 1

子育てに前向きに向き合える総合的な相談対応の環境整備

基本方針 2

子育て中の保護者同士の交流が生まれ、遊びや学びを通して子育ての楽しさを感じる環境整備

基本方針 3

地域の子育て支援サービスにつながり、必要な子育て情報が得られる環境整備

基本方針 4

子どもの成長と発達を支える切れ目のない支援と児童虐待の迅速かつ確かな対応につながる、ネットワークの構築・連携推進

基本方針1

子育てに前向きに向き合える総合的な相談対応の環境整備

- ・子育ての不安や悩みを抱える家庭が自然につながり、子どもの成長・発達に段階に応じた総合的な相談支援ができる環境とともに、適切な支援機関へとつなぐ窓口機能を構築します。
- ・子育て支援拠点の連携型に該当する和泉児童館での「子育てひろば」の取組みに加え、(仮称)北部児童館や岩戸児童センターにも子育てひろばを開設します。子ども家庭支援センターを中心として連携型施設とネットワークを構築し、相互に子育て相談の情報等を共有し、適切な支援へとつなげる体制を構築します。
- ・「子育てひろば」はスタッフが声がけし、子育て相談を行う場ですが、子どもの成長・発達などの相談を受け、必要な支援につなぐ相談の場、「最初のボタンかけ」の場でもあります。「ボタンのかけ違い」を減らし、子どもの成長・発達に課題を抱えた保護者が専門的な相談支援につながることを前向きに感じられるような相談・支援を行う専門性を備えた職員を配置します。

基本方針2

子育て中の保護者同士の交流が生まれ、遊びや学びを通して子育ての楽しさを感じる環境整備

- ・子育て中の親子が子どもを中心として地域と出会い、交流できる機会や場を充実するとともに、子育てについて情報交換しながら助け合い、子育てを楽しめる環境づくりを進めます。
- ・子育てに対する不安や問題に前向きに向き合い、自ら解決できるように親向けの講座や親同士で学びあい、語り合う場の充実を進めます。
- ・子育て中の親子が気軽に訪れることができ、親しまれる遊びの環境を構築します。雨の日や夏の暑さ・冬の寒さ等の天候に左右されることなく、子どもが元気に遊びまわれる開放的な空間を確保することで子どもの健やかな育ちを支える環境を整備します。
- ・遊びの空間は、子どもの育ち(乳児から幼児等)と遊びの種類によって遊具や玩具を自由に配置することで、子どもが安全に遊べる環境を整備します。

基本方針 3

地域の子育て支援サービスにつながり、必要な子育て情報が得られる環境整備

- ・子育てに関する情報を多様な方法で提供するとともに、子育て中の保護者一人ひとりにあった支援等の情報提供を可能にするため利用者支援事業と連携し、子育て情報の収集・発信等に取り組みます。
- ・子育て相談等において支援を必要としている家庭にファミリー・サポート・センター事業を周知・利用案内するとともに、子ども家庭支援センター利用者を支援の担い手につなげることを目的に、ファミリー・サポート・センター機能を新たな子ども家庭支援センターに移転します。
- ・子ども家庭在宅サービス（一時保育、ショートステイ、育児支援ヘルパー派遣）の利用調整等を子ども家庭支援センターで行い、子育て中の保護者の負担軽減につなげるとともに、地域で活動を行う子育てサークルやボランティアの支援・育成を図り、子育て支援の輪を広げる環境を整えます。

基本方針 4

子どもの成長と発達を支える切れ目のない支援と児童虐待の迅速かつ的確な対応につながる、ネットワークの構築と連携推進

- ・子育て・教育支援複合施設において、児童発達支援センター及び教育支援センターと連携して、子どもの成長・発達を支えます。
- ・相談の中で子どもの障がいや特性に気づき、継続的な発達支援が必要な場合には、児童発達支援センターと連携して子どもに配慮すべき点や具体的なアドバイス等を重ねながら、必要に応じ児童発達支援の利用へとつなぐ取組みを進めます。
- ・子どもの障がいや発達の特性に気づいても、保護者が福祉の相談につながることにためらいを感じることもあります。就学や安定した学校生活を支援する視点からアプローチすることが保護者の敷居を低くする場合があります。子育て・福祉・教育が同じ施設で事業を展開することの強みを最大限生かし、個人情報に配慮して情報を共有し、子どもの健やかな成長・発達を切れ目なく支える取組みを進めます。

基本方針4

- ・児童虐待等により支援が必要な児童とその家庭の実情の把握、相談への対応、調査・指導を児童相談所等と連携して取り組みます。
- ・児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい医療機関、保育園、幼稚園、学校等との連携は児童虐待発見時の迅速で的確な対応には欠かせません。また、児童とその家庭の置かれている環境等の情報は、児童の安全を確保し、対応方針を決定する上で重要です。支援を必要とする児童等が日常生活の中でもっとも多くかかわる保育園や幼稚園、学校等と連携し、児童等の日常の様子を見守るとともに、要保護児童対策地域協議会の機能を持つ粕江市子ども家庭支援ネットワーク会議と連携し、地域の関係機関・事業所等とのネットワークづくりを進めます。

9 子ども家庭支援センター諸室への展開について

基本理念と基本方針を踏まえ「相談」「交流」「支援」「連携」機能を充実して事業を展開するため、子ども家庭支援センターには、次の諸室を整備するものとします。

機能	整備諸室名	整備目的	整備計画等
相談	相談室	子育てひろばでの相談では対応が難しい、相談者が個室での相談を希望する場合または児童虐待相談等で個別相談するスペースとして整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 相談室の出入りに際して、相談者のプライバシーが保護される環境に配慮する。 相談室は、相談者が落ち着いた雰囲気でき相談できるような環境に配慮する。
交流	子育てひろば	就学前の子どもとその保護者が自由に遊んだり、親同士の交流や情報交換する場として整備する。また、スタッフによる子育て相談等を行う。ひろば利用者のための授乳室等を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 年齢が異なる子どもが同じ場で遊ぶため、安全面に配慮した工夫を施す。 他の施設利用者に配慮し、防音性等の高い構造を検討する。 親子がゆっくりと過ごすことができる雰囲気とするため、明るく開放的な印象を与えるような配置等の工夫を施す。
	講座室	子ども家庭支援センターの講座や研修の開催、交流会など様々なイベント等で利用する場として整備する。また、受講者の子どもを一時的に預かる保育室を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> イベントや講座、会議等の多目的に利用できる場として整備し、グループ活動室との共用を検討する。
	飲食スペース	子ども家庭支援センター利用者が自由に利用でき、飲食を伴った会話等を通して交流が生まれる場として整備する。	<ul style="list-style-type: none"> くつろぎや語らいの場となるように備品類等を適切に配置する。 気軽に使える明るいスペースを確保する。
支援	グループ活動室	子育てサークルやボランティアの活動等を支援・育成するため、子育てサークルが行う自主活動に利用できる場として整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 子育てサークル等が会議等で使用する備品等を適切に配置する。講座室との共用を検討する。
	ファミリー・サポート・センター	会員登録や会員相互のマッチング、説明会や講習会等の準備など事務作業等を行う場として整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 和泉児童館で実施しているファミリー・サポート・センター機能を移転する。
	情報提供コーナー	掲示板やポスター、リーフレット等多様な媒体による情報提供とともに子育てサークル等の情報発信の場として整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 入口付近の一角に配置するとともに、ラック等を設置する。
連携	受付窓口事務室	子どもとその保護者に対する総合相談窓口として、各種相談の受付・対応、関係機関への引継や事務作業等を行うスペースとして整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 受付は、利用者が戸惑うことがないように配置する。 事務処理やミーティング等の執務スペースの確保、相談室との位置関係等に配慮する。
	共用会議室	子どもの成長と発達を支える切れ目のない支援や児童虐待など要保護児童の対応など関係機関と連絡・調整、具体的な支援を協議する場として整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 他施設との共用を検討する。

10 子ども家庭支援センターの管理運営について

(1) 管理運営体制について

子ども家庭支援センターは、子育て・教育支援複合施設のひとつの機能を有する公の施設です。複合施設ではフロアごとに子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターが配置されます。子ども家庭支援センターの管理運営については、現在は指定管理者が行っていますが、子ども家庭支援センターの整備後は、施設の機能や他施設の機能・特性、運営費等を踏まえ効果的な管理運営体制について検討していきます。民間事業者を活用する場合には、他施設との連携が一層進むよう、同一の民間事業者による運営等についても検討します。

(2) 職員体制

児童相談件数や児童虐待対応件数は増加しています。また、移転後は和泉児童館で実施しているファミリー・サポート・センター機能を移転させるとともに、複合施設として児童発達支援センターや教育支援センターとの連携を進めていくことも必要となります。また、総合相談窓口としての機能を充実させるなどの新たな取組みを確実に行うために、必要な職員体制の充実を検討します。

(3) 開館時間等について

開館時間や休館日についても、狛江駅前という立地のほか、児童発達支援センターや教育支援センター等の状況、利用者の利便性も考慮したうえで、管理運営の検討の過程の中で決定していくものとします。

11 オープンまでのスケジュールについて

平成31年度の子育て・教育支援複合施設の新設に向け、次のスケジュールに即して準備等を進めるものとします。

子ども家庭支援センターの開設までの手続きにおいては、設計・施工等の施設整備のほか、管理運営のあり方等について検討・決定していく必要があります。また、基本方針や管理運営、職員体制に関する方針等を具体化するために「子ども家庭支援センター整備事業計画」（仮称）を策定します。

